

申請にあたっての留意事項

民間国際交流団体活動推進支援助成金交付要綱とあわせて、以下の点にご留意のうえ、申請くださるようお願いします。

1. 対象団体について(要綱第 2 条)

次の団体が優先されます。

- ア) 初めて申請する団体
- イ) 新規事業を実施する団体

2. 対象事業について(要綱第 3 条)

〈1〉次の事業が優先されます。

- ア) 地域社会への波及効果が大きく見込まれる事業
- イ) 先導的・モデル的な新しい取り組みの事業
- ウ) 他団体(市民団体・学校など)との連携協力による協同事業

〈2〉第3条③については、例として在住外国人のための法律・医療等相談、ガイドブック作成、母語保障、エンパワメントなど、在住外国人との共生に関する事業等が対象事業となります。

〈3〉第3条第3項については、歓送迎会等での受益者が負担すべき食糧費は対象外となりますが、調理作業を伴う食文化交流等における食材費は対象となります。

〈4〉申請事業に係る適当な事務費(事業のための会議費、通信費、消耗品費等)も対象となります。

3. 対象経費について

区分	内訳
対象経費	1) 講師旅費(含宿泊費)・謝金 2) 通訳者旅費(含宿泊費)・謝金 3) ポスター・ちらし・報告書・看板等の印刷製本費、消耗品費 4) 会場・機材・バス等の使用料、賃借料 5) 事業開催周知のための通信運搬費等当協会が適当と認めたもの
対象外経費	1) 渡航経費 2) 受益者が負担すべき食糧費

4. 交付申請について(要綱第 5 条)

平成 29 年 4 月から 6 月末に実施予定の事業について申請を希望される団体は、あらかじめ当協会に御連絡をいただき、平成 29 年 3 月 31 日(金)までに書類を提出ください。

5. 審査について(要綱第 7 条)

審査により助成申請額を減額査定することがあります。

6. 助成金の交付について(要綱第 8 条)

同一事業に対し、行政や他団体からも助成を受ける場合には、総事業費の超過分については調整いたします。

7. 実績報告について(要綱第 10 条)

実績報告の際は、対象経費の支出が分かる領収書のコピーの提出をお願いする場合があります。

8. その他

各様式にそって書類を提出いただく際、記入漏れがあるケースが多く見られます。手続きが遅れる場合がありますので、漏れのないようにご記入ください。

9. お問い合わせ先・書類提出先

(公財)山形県国際交流協会

〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 2 階

Tel: 023-647-2560 Fax: 023-646-8860 E-mail: info@airyamagata.org